

生駒市規則第 19 号

生駒市立保育所延長保育実施規則及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所延長保育実施規則及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(生駒市立保育所延長保育実施規則の一部改正)

第 1 条 生駒市立保育所延長保育実施規則（令和元年 9 月生駒市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「別表備考第 9 項各号」を「別表備考第 8 項各号」に改める。

(生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（令和元年 9 月生駒市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。